

[事案 2022-163] 新契約無効請求

・令和5年3月13日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年4月に代理店を通じて契約した変額個人年金保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)年金支払開始前に死亡した場合には、被保険者である息子が保険料相当額を相続できると誤った説明を受けた。
- (2)自分が98歳まで生存して年金支払が開始した後にのみ、息子が後継年金受取人として年金を受け取れることの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、年金支払開始前に申立人が死亡した場合、解約返戻金が相続財産になることを説明している。
- (2)募集人は、年金支払開始後に申立人が死亡した場合、後継年金受取人を申立人子にすることで、年金を引き継ぐことができることを説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人子および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。